令和８年１１月１０日

小牧市総務部課税課

固定資産税・都市計画税の課税誤りについて

令和８年度以前の固定資産税等の課税に関し、課税誤りが判明しましたので、下記のとおりご報告いたします。

対象となる納税義務者の皆様には、ご迷惑をおかけしましたこと、さらには、市民の皆様からの税務行政に対する信頼を損ねることになったことについて、深く反省するとともに心よりお詫び申し上げます。

１　概要について

某企業の所有する社宅等の土地について、課税標準の特例[*1)]が適用されていない等の課税誤りが判明しました。このため、市内で同様の土地について確認を進めたところ、それ以外に 17 件あることが判明しました。

また、償却資産に係る固定資産税のうち、増加償却[*2)]の資産を含む申告分 2 件につき、評価額の計算誤りによる課税誤りが判明しました。

＊1 「課税標準の特例：固定資産税の課税標準額を、1 戸あたり 200 ㎡以下は評価額の 1/6、200 ㎡超過は評価額の 1/3 とし、都市計画税の課税標準額を、1 戸あたり 200 ㎡以下は評価額の 1/3、200 ㎡超過は評価額の 2/3 とする制度です」

＊2 「増加償却：機械及び装置を通常の平均時間を越えて稼働させた場合などに、通常の減価償却費に割増しの償却費を加算できる制度です」

２　原因について

土地の課税誤りにつきましては、法務局からの登記済み通知書や実地調査により土地の利用状況の把握に努めています。今回誤りが判明したものは、建築年が相当前であり、当時の事務処理については不明でありますが、一部の社宅等において職員の認識不足により、土地の課税標準の特例を適用していなかったものと考えております。

次に、償却資産の課税誤りにつきましては、増加償却のシステムへの入力誤りがあり、確認不足によるものです。

３　今後の対応について

土地の課税誤りにつきましては、納税義務者へ経緯の説明、謝罪を行うとともに、地方税法並びに小牧市固定資産税等返還金支払要綱に基づき最大 20 年の還付を行います。

償却資産の課税誤りにつきましては、対象 2 件のうち 1 件が過大徴収、1 件が過少な徴収となっており、それぞれ経緯の説明・謝罪を行うとともに 5 年分の誤りについて返還と追加徴収を行います。

土地固定資産税対象件数
固定資産税等対象件数 18 件
○過大徴収分（減額更正）　18 件　総額 76,247,000 円
　還付加算金概算額　　総額 35,037,000 円

国民健康保険税対象件数　６世帯
○過大徴収分（減額更正）６世帯　総額 329,700 円
　還付加算金概算額　　総額 208,800 円

償却資産固定資産税対象件数
固定資産税対象件数２件
○過大徴収分（減額更正）　総額　2,405,400 円
　還付加算金概算額　　総額　　83,600 円
○過少徴収分（増額更正）　総額　3,231,900 円

４　再発防止策

土地の固定資産税に関して、新規建築物件につきましては家屋台帳と土地台帳との整合性の確認を行い、土地の用途の登録、確認を徹底してまいります。

償却資産の固定資産税に関して、今後は増加償却について、申告書の確認、入力、評価額の計算方法等まで一連の処理過程を詳細にマニュアルに記載し、作業を行うことを徹底してまいります。

問合せ先　課税課　土地係　７６－１１１６(直通)
家屋係（償却資産担当）
７６－１１１５(直通)